

## 地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、府内において社会福祉法人等が実施する社会貢献活動（京都府社会貢献活動の促進に関する条例（平成15年京都府条例第31号）第1条第1項に規定する社会貢献活動をいう。以下同じ。）並びに民間の社会福祉施設（以下「施設」という。）における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての府民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生き、共に支え合う社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において「社会福祉法人等」とは、次に掲げる法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）をいう。

(1) 次に掲げるいずれかの施設を経営する社会福祉法人

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する視聴覚障害者情報提供施設

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設又は授産施設

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設（空床利用型事業（利用者に利用されていない居室を利用して行う指定短期入所の事業をいう。以下同じ。）を行うものを除く。）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）第2条第1号に規定する幼稚園型認定こども園（同号アに掲げる幼稚園に限る。以下「幼稚園型認定こども園」という。）又は同条第2号に規定する保育所型認定こども園（以下「保育所型認定こども園」という。）

(2) 次に掲げるいずれかの事業を実施する社会福祉法人

ア 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（同法に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）又は小規模住居型児童養育事業

イ 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業（同法に規定する小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（同法に規定する療養介護、生活介護、短期入所（空床利用型事業を行うものを除く。）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）又は相談支援を行う事業

(3) 社会福祉法人以外の法人等であって、次に掲げるいずれかの施設を経営するもの  
ア 児童福祉法に規定する保育所

イ 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園

2 この告示において「地域貢献活動推進事業」とは、社会福祉法人等が行う事業であって、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基第 0123 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に定める「地域における公益的な取組」としてその実施が推進されているものをいう。

3 この告示において「災害対応力向上事業」とは、社会福祉法人等が行う災害時において高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者に対し必要な支援を行うための事業（災害が発生したときその他の緊急時に実施するものを除く。）をいう。

4 この告示において「福祉サービス向上支援事業」とは、多様化する福祉ニーズに対応するための事業で、社会福祉法人等が福祉サービスの質の向上を目的として主体的に提案を行い、及び実施するもの（その内容が先進的なもの又は他の模範となるものとして知事が認めるものに限る。）をいう。

5 この告示において「小規模法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

(1) 社会福祉法人であって、補助金の交付に係る会計年度の前年度の決算（以下「前年度決算」という。）において知事が別に定めるところにより計算したサービス活動に係る収益の額が 4 億円を超えないもの

(2) 公益社団法人又は公益財団法人であって、前年度決算において知事が別に定めるところにより計算した経常的な収益の額が 4 億円を超えないもの

(3) 学校法人であって、前年度決算において知事が別に定めるところにより計算した教育活動に係る収入の額が 4 億円を超えないもの

(4) その他前各号に準じる者として知事が別に定める者

6 この告示において「小規模法人等活動サポート事業」とは、小規模法人等が実施する次に掲げる事業をいう。

(1) 社会貢献活動に自ら取り組むために当該小規模法人等の運営の体制を強化する事業

(2) きょうと福祉人材育成認証制度（福祉の人材の育成に係る認証のための制度として知事が別に定めるものをいう。以下「認証制度」という。）に基づき知事が別に定める認証を取得するために実施する事業

7 この告示において「事業実施法人等」とは、第 2 項から第 4 項まで又は前項に規定する事業を実施する社会福祉法人等をいう。

（補助対象事業）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であって、京都府内に所在する施設で実施するものとする。

- (1) 地域貢献活動推進事業
- (2) 災害対応力向上事業
- (3) 福祉サービス向上支援事業
- (4) 小規模法人等活動サポート事業

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体からの委託を受けて実施する事業及び国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（この要綱に基づく補助金及び前項各号に掲げる事業を対象として市町村が交付する補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としない。

（補助金交付の要件）

第4条 事業実施法人等が補助金の交付を受けるためには、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 施設の職員の人材の確保等及び施設の利用者の処遇の向上に関する計画を策定していること。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第82条の規定による苦情の適切な解決のための取組又は地域に開かれた施設の運営がなされていると認められる取組を実施していること。
- (3) 社会福祉法人にあっては、社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知）において公表が必要とされている定款、報酬等の支給の基準、貸借対照表、収支計算書、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により公表していること。
- (4) 社会福祉法人にあっては、社会福祉法第55条の2の規定に基づき社会福祉充実計画を策定するとともに、所轄庁の承認を受けた場合は、当該計画（同法第55条の3の規定によりその内容を変更した場合にあっては、当該変更後の計画を含む。）を公表していること。
- (5) 補助対象事業を実施する施設が、認証制度に基づき、福祉の人材の育成に取り組むことを宣言した施設であること。

（福祉サービス向上支援事業の要件）

第5条 事業実施法人等が福祉サービス向上支援事業に係る補助金の交付を受けるためには、前条各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。

- (1) 補助金の交付の申請に係る福祉サービス向上支援事業を実施しようとする施設（以下「事業実施施設」という。）について、当該補助金の交付の申請の日の2年前（当該施設が第2条第1項第3号ア又はイに掲げる施設である場合にあっては、4年前）の日の属する年度の初日から当該申請の日の前日までの間（以下「対象期間」という。）に、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構による第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受けたこと。
- (2) 事業実施施設について、対象期間に第三者評価を受けるための申込みをしたことその他の知事が別に定める要件に該当すること。

（補助対象事業等）

第6条 補助対象事業、補助対象事業の基準額（以下「補助基準額」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 一の社会福祉法人等が第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事業のうち1又は2以上の事業を一の年度において実施する場合における補助基準額の合計額については、336万円を上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、規則第5条の規定による補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第8条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、福祉サービス向上支援事業について前項の規定により交付決定を行うときは、あらかじめ、福祉サービス向上支援事業に係る意見聴取会議に意見を聴かなければならない。

（意見聴取会議）

第9条 事業の内容が先進的なもの又は他の模範となるものであるかどうかについて専門的な意見を聴取するため、福祉サービス向上支援事業に係る意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）を置く。

2 意見聴取会議について必要な事項は、別に定める。

（補助対象事業の内容又は経費の配分の変更）

第10条 第8条の規定による交付決定を受けた社会福祉法人等（以下「補助事業者」という。）が、補助対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業中止（廃止）申請書（別記第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、規則第13条の規定による実績報告書（別記第4号様式）を補助

金の交付決定に係る年度の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第5号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の処分)

第14条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が50万円以上のものとする。

- 2 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときには、別に定める様式により知事に報告し、その承認を得なければならない。

- 3 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成30年10月9日から施行し、この告示による改正後の地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成30年4月1日以降に着手した新要綱第3条第1項に規定する補助対象事業に対して適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、新要綱第4条第5号の規定は、平成30年度分の補助金については、適用しない。

- 3 この告示による改正前の民間社会福祉施設サービス向上補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)の規定に基づき、平成29年度に補助を受けて実施した旧要綱第3条第1号に規定する事業(旧要綱別表第2の5の項に係る部分に限る。以下同じ。)で、引き続き平成30年度以降において実施するものについては、平成39年度まで、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧要綱別表第1の1の項中「別表第2補助対象事業の欄」とあるのは「別表第2の5の項」と、「(同欄の区分に応じ、同表対象経費の欄に定める経費に限る。以下この表において同じ。)の額(その年度の

4月1日における施設入所（通所）定員（短期入所の委託により使用されるベッドの数で知事が必要と認めたものを含む。）又は障害福祉サービス事業の利用定員（当該施設が夜間において実施するサービスと昼間において実施するサービスを併せて実施しているときは、これらのサービスの利用定員のうち、いずれか多い方）に、1人当たり3万円を乗じて得た」とあるのは「の額（平成29年度に当該事業実施法人等が補助を受けて実施した当該事業に係る府の補助金の」と、同表2の項補助対象者の欄中「京都市」とあるのは「事業実施法人等」と、同項補助基準額の欄中「別表第2補助対象事業の欄」とあるのは「別表第2の5の項」と、「に対して補助対象者が支出した額（その年度の4月1日における施設入所（通所）定員又は障害福祉サービス事業の利用定員に、京都市が設置しその運営を事業実施法人等に委託している場合にあっては1人当たり1万6,000円を、京都市以外の者が設置し運営する施設又は事業にあっては1人当たり3万円をそれぞれ乗じて得た」及び「に対して補助対象者が支出した額（その年度の4月1日における施設の利用定員（幼保連携型認定こども園に係る利用定員にあっては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どもに係る部分に限る。）に、公設民営の保育所等にあっては1人当たり1万円を、民設民営の保育所等にあっては1人当たり1万7,000円をそれぞれ乗じて得た」とあるのは「の額（平成29年度に当該事業実施法人等が補助を受けて実施した当該事業に係る京都市の補助金の」と、同表3の項中「京都市以外の市町村」とあるのは「事業実施法人等」と、「別表第2補助対象事業の欄」とあるのは「別表第2の5の項」と、「に対して補助対象者が支出した額（その年度の4月1日における施設の利用定員（幼保連携型認定こども園に係る利用定員にあっては、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どもに係る部分に限る。）に、公設民営の保育所等にあっては1人当たり1万円を、民設民営の保育所等にあっては1人当たり1万7,000円をそれぞれ乗じて得た」とあるのは「の額（平成29年度に当該事業実施法人等が補助を受けて実施した当該事業に係る市町村の補助金の」と読み替えるほか、同表の2の項中「4分の1」とあるのは、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成30年度	2分の1
平成31年度	3分の2
平成32年度	6分の5
平成33年度から 平成39年度まで	10分の10

- 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧要綱の規定を適用する場合において、旧要綱第3条第1号に規定する事業の平成35年度から平成39年度までの各年度の補助金の額は、旧要綱の規定にかかわらず、同項の規定により読み替えて適用される旧要綱の規定に基づき算定された補助金の額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数を乗じて得た額以内の額とする。

平成35年度から 平成36年度まで	4分の3
平成37年度から 平成38年度まで	2分の1
平成39年度	4分の1

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。